

日進市地域型保育事業所設置者選定に係る募集要項

【自主整備型】

(令和 8 年 4 月 1 日開所分)



令和 7 年 6 月

日進市健康こども部保育課

目 次

- 1 募集の概要について（2 ページ）
- 2 小規模保育事業の設置について（3 ページ）
- 3 応募資格について（4 ページ）
- 4 施設等の基準について（5 ページ）
- 5 小規模保育事業の運営について（8 ページ）
- 6 職員配置について（11 ページ）
- 7 申請手続きについて（12 ページ）
- 8 選考について（15 ページ）
- 9 補助制度等について（17 ページ）
- 10 その他（17 ページ）

はじめに

日進市ではこれまで、待機児童の解消や多様な保育サービスの提供に向け、民間保育所等の整備を進めてきました。今回の募集は、児童福祉法の規定に基づき認可される地域型保育事業により特にニーズの高い低年齢児の、更なる保育の充実を図っていくものであり、地域型保育事業（小規模保育事業 A 型）を実施する事業者を募集します。

事業の実施を希望する事業者は、本要項、添付資料、各申請様式、日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年日進市条例第 16 号。以下「基準条例」という。）及び日進市家庭的保育事業等の認可に関する要綱（平成 27 年日進市要綱第 95 号。以下「認可要綱」という。）等の関係規程を熟読の上、申請を行ってください。

なお、本募集要項等に係る定義等については、本市の解釈によるものとします。

※今回の募集は自主整備によるものであり、原則として、令和 8 年 4 月までの開所に向け、事業者の自己負担の他に必要に応じて市の補助金（17 ページを参照）を活用しながら施設整備を進めていただくことになります。

審査の結果によっては、事業者として認められない場合がありますが、既に進められている施設整備費等に対する賠償は、一切受け付けませんのでご注意ください。

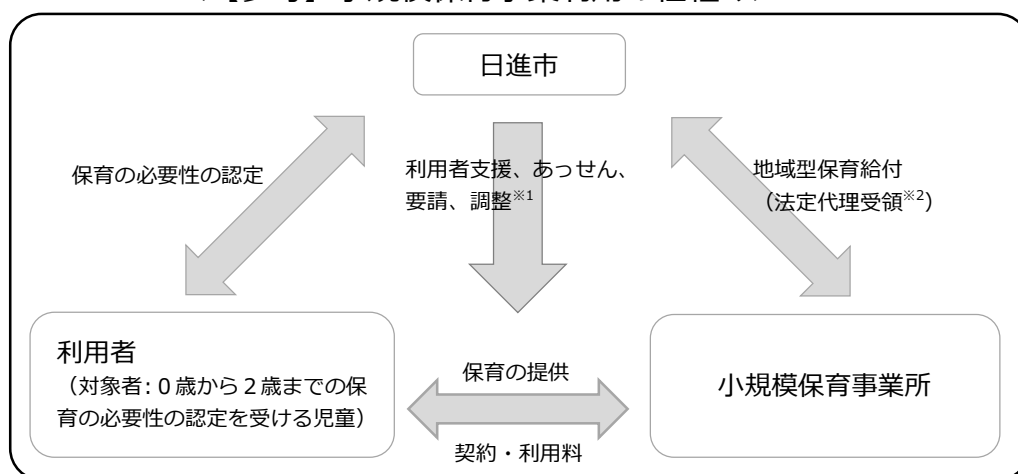
1 募集の概要について

(1) 小規模保育事業とは

小規模保育事業は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に位置づけられた、3歳未満児を対象とした定員規模6人以上19人以下の事業で、多様な主体が多様なスペースを活用して、質の高い保育を実施するものです。

小規模保育事業には、保育園に近いA型、グループ型小規模保育に近いC型、その中間のB型の3類型がありますが、今回の募集では、**A型**の実施事業者を募集します。

<【参考】小規模保育事業利用の仕組み>



※1 小規模保育事業では入所児童の利用調整を本市が行いますが、設定された定員数までの児童の入所を保証するものではありません。

※2 「給付費」は、確実に地域型保育に要する費用に充てるため、利用者に対する直接的な給付ではなく、施設等が代理で給付を受け、利用者は施設等から地域型保育の提供を受ける仕組み（法定代理受領）となります。

(2) 募集概要について

事業者の自主整備により、基準を満たす施設の設置又は改修を行い、令和8年4月1日までに小規模保育事業を開始するもの。

【箇所数】 1箇所

【事業類型】 **小規模保育事業A型**

【対象児童】 0歳児から2歳児まで

【定員】 1箇所につき19人

※事業所の定員を超えて児童を受け入れることはできません。

※定員構成は、0歳児≤1歳児≤2歳児となるようにしてください。

※0歳児定員は、原則1人以上としてください。

※定員の設定については上記に基づいた事業者からの提案を踏まえ、日進市と協議のうえで決定します。

(3) 募集地域について

日進市内全域（ただし、整備地域によって評価に加点※を行います。）

※評価に加点を行う整備地域とは、東部保育園周辺地域（東部保育園から半径1,000mまでの範囲の地域）及び赤池駅周辺地域（赤池駅から半径1,000mまでの範囲の地域）を指す。

(4) 開所予定日について

令和8年4月1日（水）

※開所日は遵守してください。

2 小規模保育事業の設置について

(1) 運営主体について

応募日時点において、以下のいずれかに該当する者で、原則2年以上の運営実績を有することを条件とします。ただし、応募書類提出後に応募資格を満たさなくなった場合、応募は無効とします。

- ①認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所を設置運営する者
- ②認可外保育施設を設置・運営し、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書等が交付されており、返還を求められていない者
- ③愛知県に認可外保育施設設置届を提出しており、令和7年4月1日現在、愛知県内において認可外保育施設を運営している者
- ④その他、地域型保育事業の実施に意欲及び知識があり、継続して事業を実施する見込みがあると日進市長が認めた者

(2) 土地及び建物の条件について

- ①建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令等の要件を遵守すること。
- ②建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であり、耐震上問題がないこと。新耐震基準以前の建物の場合は、耐震診断結果等耐震性が証明できる書類を提出すること。
- ③建物の当該事業に係る床面積が200㎡を超える場合は、建築基準法で定める保育所への用途変更を行ない、建築確認済証の交付を受けること。
- ④小規模保育事業運営主体が、事業用地及び建物につき、所有又は貸与を受けていること（見込みを含む。見込みの場合は確約書を提出のこと）。貸与を受けている

土地又は建物は、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、登記を行わないことができる。

ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされているとき。

イ その他日進市長が安定的な事業の継続性の確保が図られると判断したとき。

⑤小規模保育事業所の整備・運営計画が理解されるよう、事業者の責任において次のとおり近隣住民等への十分な説明を行うこと。

ア 計画段階で整備予定地を決定した際は、原則として申請前に地元自治会、土地所有者及び近隣住民に対して計画の説明を行うこと。その際の議事録等、説明内容を示す書類を添付すること。

イ 選考によって事業実施予定者として決定された場合、地元自治会、土地所有者及び近隣住民に対して速やかに整備計画や運営等について説明すること。その際、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法について必要な説明を行うこと。また、事業実施予定者として決定されなかった場合もその旨の説明を行うこと。

⑥上記⑤について共同住宅・テナントビル等で事業を行う場合は、同階利用者のほか、上下階利用者を対象に説明等を行うこと。

⑦児童の安全確保、採光・衛生・換気、シックハウス、ユニバーサルデザイン等に関して十分に配慮すること。

3 応募資格について

- (1) 本市における子どもや保護者の状況、地域の実情を踏まえ、保育事業に熱意と理解を持ち、小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- (2) 安定的な経営を行い、児童が心身ともに健やかに成長するよう尽力できること。
- (3) 日進市の保育事業の一翼を担う認可保育事業であることを十分理解し、本市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (4) 過去に本市が実施した地域型保育事業の事業者を選定する公募に参加したことがある事業者については、候補施設の物件が過去のものと同じでない等、過去の応募内容と異なる提案であること。
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、国の通知通達、基準条例、認可要綱等の関係法令及び日進市の指導を遵守できること。

- (6) 資産要件として、小規模保育事業の年間事業費の1/2以上に相当する資産を、普通預金、当座預金等により有していること。
- (7) 児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- (9) 法人格を有するものにあつては、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けている者でないこと。
- (10) 経営者に法人税、法人事業税、法人市県民税、固定資産税、消費税及び地方消費税、所得税、個人市県民税等の滞納がある者がいないこと。
- (11) 本市の指名停止措置を申請の日から審査決定通知日までの間に受けていないこと。
- (12) 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (13) 経営者が社会的信望を有すること。
- (14) 事業を実施するにあたり、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
 - （例）認可保育所及び認可外保育施設を管轄する市町村等の指導に従わない、又は指導への対応が遅滞した。
 - （例）監査において重大な指摘を受けた。
- (15) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない等、財務内容が適正であること。（公租公課に係る滞納、債務超過等、経営状況に係る懸念事項がないことを指します。）
- (16) 小規模保育事業を実施する建物は、昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものである等、耐震に関して安全性が確認されていること。
 - ※経営者とは、設置者が法人である場合にあっては、当該法人をいう。

4 施設等の基準について

- (1) 小規模保育事業運営主体自らが所有又は賃借する物件において運営を行うこと。

(2) 施設は、事業者（応募者）が確保するものとし、開所予定日（令和8年4月1日まで）どおり開所すること。

(3) 乳児室又はほふく室、保育室、調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有すること。）及び幼児専用トイレを設けること。

※トイレや調理設備は、保育室と別に設置する必要があります。

(4) 乳児室又はほふく室の有効面積は、満2歳未満の児童1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の児童1人につき1.98㎡以上であること、及び、乳幼児の保育場所は、それぞれベビーフェンス、ベビーベッド等で区画され、安全性が確保されていること。

※保育室として有効な面積に、それらの設備や柱等の構造物を含めることはできません。また、ロッカー等の移動できないものの占める面積についても、有効な面積に含めることはできません。

(5) 実施事業所敷地内に満2歳以上の児童1人につき3.3㎡以上の屋外遊戯場があること。ただし、同一敷地内に確保が困難な場合は、付近にこれに代わるべき公園等があること。その場合、児童の歩行速度で徒歩10分程度の距離で、かつ、移動にあたり、複数の職員を同伴させる等、安全が確保されていること。また、可能な限り、砂遊び・水遊びができる環境を確保すること。

(6) 各室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 原則、保育室が1階に設置されていること。

※保育室を2階に設置する場合、次の①、②及び⑥の要件に、保育室等を3階以上に設置する場合、次の①から⑧までの要件に該当する必要があります。

①建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

②保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第3号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

③②に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部

分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

- ④調理設備(次に掲げる(ア)(イ)の要件のいずれかに該当するものを除く。以下この工において同じ。)以外の部分と調理設備の部分が、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- ⑤壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

- ⑥保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

- ⑦非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

- ⑧カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

- (8) 火災報知機、消火器及び非常警報器具が設けられていること。

- (9) 施設の整備にあたり、設計を確定する前にあらかじめ所轄の消防署に相談しその指導に従うこと。

- (10) 保育室が、調理室又は調理設備、便所と区画されていること。調理設備の構造等については、図面を確定する前にあらかじめ管轄の保健所に相談し、その指導に従うこと。

- (11) 児童の保健衛生上必要な日照、採光及び換気等に十分な配慮がされていること。

- (12) 地震時の大型家具等転倒防止措置を講じる等、乳幼児の安全確保の配慮がなされていること。

- (13) 障害児等の受け入れが行なえるよう十分配慮した施設とすること。

- (14) 同一敷地内で他の事業(一時預かり事業等)を複合的に行う場合、小規模保育事業を行う場所と明確に区分けをし、職員配置も別途配置すること。

5 小規模保育事業の運営について

- (1) 保育内容

保育内容については、保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）を遵守することとし、事業所の施設管理者（園長。予定者も含む。）が同内容について熟知していること。

施設管理者（園長。予定者も含む。）は、当該小規模保育事業所において、専任で常勤職員を配置しなければならない、複数の施設を兼務することはできない。常勤職員とは、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務する職員をいう。

（２）開所時間

開所時間は１１時間以上とし、保育標準時間（午前７時３０分から午後６時３０分）と、保育短時間（午前８時から午後４時）を基本として設定すること。

※保育時間以外の時間帯に預かる場合には、延長保育となります。

※認可外保育施設からの移行については、現行の保育時間を下回らないようにすること。

（３）休園日

原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び年末年始（１２月２９日から３１日まで並びに１月２日及び１月３日）を休園日とするが、当該日を開園日とすることも構わない。

（４）給食

原則として自園調理とすること。ただし、基準条例第１６条第１項及び第２項の各号に該当する場合はこの限りではない。この場合、外部搬入の方法等については事前に日進市に相談し、その指導に従うこと。

なお、給食におけるアレルギー・離乳食・体調不良児への対応等は、除去食、代替食等により安全・衛生面、栄養面及び食育面等の配慮をし、子ども一人ひとりの状況に応じたものとする。

（５）経理

当該小規模保育事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分すること。

（６）通常保育以外の保育サービス

次の事業は、「子ども・子育て支援新制度」において地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、日進市子ども・子育て支援事業計画に従って、実施するものです。事業実施を希望する場合は、事前に本市と協議が必要となります。

①一時預かり事業

施設に余裕がある場合等において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、定員の範囲内で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

なお、3歳以上児の預かりを実施する場合は、3歳未満児のスペースと区画する等工夫を要する。

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において保育を実施する事業。

③休日保育

保育所等に入所しており、休日に保育を必要とする乳幼児を、休日に預かり、必要な保育を行う事業（小規模保育事業の一環として実施。公定価格上の加算により対応）。

※事業所に空きがある場合であっても、本市が入所決定をする児童以外の私的契約による児童の預かりは認められません。

（7）苦情処理

苦情解決の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置等）。

（8）個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取り扱うこと。

（9）送迎者用駐車場及び駐輪場

送迎者用駐車場及び駐輪場については、近隣の状況を考慮し、必要に応じて設置すること。

（10）認可外保育施設から小規模保育事業所への移行

認可外保育施設を小規模保育事業所に移行することを見込んで申請を行う場合には、「小規模保育事業所への移行計画書（第13号様式）」を提出すること。なお、次の点に注意すること。

①小規模保育事業の対象は0～2歳児であり、3歳以上児は対象外であること。

②上記の内容について、利用者に対して申請前及び事業者決定後に説明すること。決定されなかった場合も同様に説明すること。

（11）その他注意事項

①保護者会の設置を妨げないこと。また、保護者との交流を図り、保護者の意見を保育運営に反映させること。

- ②保育料のほか、保護者が了承した実費徴収以外の費用負担を求めないこと。実費徴収を検討している場合は、具体的な内容について本市に相談すること。
- ③本市の認可事業であることに鑑み、本募集要項に記載した内容以外についても随時指導・指示することがあるので、適切に対応すること。
- ④子育て支援事業や地域活動事業に取り組むように努めること。
- ⑤必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- ⑥職員に対しては年1回、児童に対しては保育の開始時の健康診断を含め、少なくとも年2回の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこと。給食調理及び配膳（給食を個人別の食器に取り分けるまで）並びに調乳業務に従事する職員は、月1回以上検便を行うこと。
- ⑦安全かつ適切に保育を実施するために、基準条例第7条の2に定める安全計画を策定のうえ職員及び保護者に周知し、安全に対する訓練・研修等の取り組みを徹底すること。
- ⑧保育中における利用児童の事故等に備えて損害賠償責任保険に加入すること。
- ⑨施設の運営規程、職員の勤務の体制、利用者負担額の説明など、施設利用者、もしくは利用希望者が施設を利用、選択するにあたり重要とみなされる情報については、市の指示に従い広く周知を行う体制を整えること。

6 職員配置について

- （1）保育士、嘱託医及び調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

①嘱託医の業務

ア 内科嘱託医

内科嘱託医は、事業所における入所時健康診断、年2回以上の定期健康診断を担うほか、必要に応じて健康診断、保健衛生の普及及び予防並びに健康相談等への対応もしていただきます。

イ 歯科嘱託医

歯科嘱託医は、年2回以上の定期歯科検診（口腔健康診断）を担うほか、口腔保健衛生の普及及び歯予防並びに口腔健康相談等への対応もしていただきます。

- （2）保育士の配置は、以下に示す基準を満たすこと。

0 歳児	3 人につき保育士 1 人以上
1 歳児	4 人につき保育士 1 人以上
2 歳児	6 人につき保育士 1 人以上

※この定数のほかに 1 人加算して配置すること。

なお、保育士の数の算定に当たっては、当該施設に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

- (3) 調理員の配置について、栄養士や調理師資格の有無は問わないが、利用人数に応じた提供のほか、児童の発達や健康状態に応じた離乳食等やアレルギー対応食の提供等安全面や衛生面のほか、栄養面、食育面等での配慮する必要があるため、それに対応できる職員を配置すること。

7 申請手続きについて

(1) 申請手続き

①受付場所

日進市健康こども部保育課（日進市役所本庁舎 2 階）

（〒470-0192 日進市蟹甲町池下 2 6 8 番地）

電話番号 0561-73-1095（直通）

②受付期間

令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 7 月 7 日（月）まで

（土日祝日を除く午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで）

③申請書類及び申請方法

「日進市地域型保育(小規模保育)事業実施事業者応募申請書提出票」のとおり

④申請方法

持参

(2) 事前質問・応募相談

①事前質問

応募資格や一般的な施設の基準等、本募集要項の記載事項に関する質問を受付けます。質問は質問票（別紙 1）を使用し、令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時までに提出してください。質問票の提出方法は電子メールに限ります。窓口への来庁及び電話での質問には応じません。なお、回答については、取りまとめの上、本市ホームページで順次公表します。（質問者の氏名等は公表しません。）また、軽微な質問や審査内容、評価項目等に関する質問、事前質問受付期間後の質問及び下記の個別の応募相談に係る内容等については回答の対象外とします。

②応募相談

本公募への応募を前提とした個別の応募相談（予定地の立地条件や図面の確認等）について令和7年6月11日（水）から令和7年6月20日（金）まで受付します。

応募相談については、市窓口にて対面でのみ実施します。事前に電話にて相談内容、来庁人数、相談日時等をお伝えください。事前予約のない来庁相談及び電話での応募相談には一切応じられません。なお、応募予定事業者の担当者にこちらからお尋ねすることもありますので、コンサルタントの方のみでの来庁はご遠慮ください。また、応募相談の場での、上記アの事前質問に係る内容については、その場では回答を行わずメールでの提出をお願いする場合（ただし令和7年6月11日（水）から令和7年6月13日（金）までの期間に限ります。）があります。

（３）応募及び整備スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ①募集要項の公表 | 令和7年6月6日（金） |
| ②事前質問（メール） | 募集要項の公表後 から
令和7年6月13日（金）まで |
| ③応募相談（窓口） | 令和7年6月11日（水）から
令和7年6月20日（金）まで |
| ④申請書提出期間 | 令和7年6月23日（月）から
令和7年7月7日（月）まで |
| ⑤選考会 | 令和7年7月下旬から8月上旬を予定 |
| ⑥審査結果通知 | 令和7年8月下旬から9月上旬を予定 |
| ⑦施設整備 | 令和8年3月上旬まで |
| ⑧設置認可に係る現場確認 | 令和8年3月中旬までに実施 |
| ⑨設置認可 | 令和8年3月下旬予定 |
| ⑩開所 | 令和8年4月1日（水） |

※3つを超える事業者から応募があった場合、提出された書類を基に事前に書類審査を行い、3事業者以内とすることがありますのであらかじめご了承ください。

※都合により、日程等を変更する場合があります。

（４）選考会について

申請書の提案内容に基づき、選考会を開催します。選考会では事業者からのプレゼンテーション（25 分以内を予定）及びヒアリング（25 分程度を予定）を実施します。また、選考会と別に事業所設置予定場所の現地確認等の調査を行う場合があります。

選考会の日時は指定させていただきますのでご了承願います。プレゼンテーション及びヒアリングについては、原則として運営事業者代表者及び施設管理者（園長。予定者も含む）が選考会に出席のうえに対応してください。

なお、施設管理者（園長。予定者も含む）の適格性等を含めて選考を行いますので、申請書提出後に施設管理者（園長。予定者も含む。）を変更することは原則認められません。事業実施候補者として決定を受けた後、やむを得ず施設管理者（園長。予定者も含む。）を変更する場合は、再度審査等を行いますが、その結果によっては決定を取り消すことがあります。

（５）その他

①申請書類の提出方法は、保育課へ持参とします。書類の提出時に提出書類が揃っているかの確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、事前連絡をお願いします。提出書類に不足等がある場合は受付できません。なお、副本については郵送も可とします。ただし、提出期間内必着とし、事故等による未着は応募者の責任となります。

②提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、本市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。

③法人の本店（本部）、小規模保育事業実施予定場所及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合があります。

④本申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。

また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等運営に係る費用は全て応募者の負担とします。

⑤提出された申請書類は、日進市情報公開条例（平成 1 1 年日進市条例第 1 号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

⑥本市に提出された申請書等は、返却いたしません。

⑦次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

ア 申請書等が提出期限に遅れて提出された場合

イ 申請書等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合

ウ 申請書等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合

⑧他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合は、当該法人・所轄庁の証明・許可等を受けてください。

8 選考について

(1) 選考基準

「日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準及び下記に基づき審査をします。

①審査項目

審査項目	審査事項	配点	合計
事業者の基本方針	事業者の概要	30	140
	小規模保育事業運営の基本理念について	50	
	児童福祉事業への熱意について	30	
	施設管理者（園長）について	30	
事業の運営方針	健康管理・保育に関する考え方	30	150
	事故防止等の安全対策	30	
	要望、苦情に対する対応について	30	
	衛生管理体制	30	
	独自の取り組みについて	30	
計画の妥当性	小規模保育事業年間収支計算書の妥当性	30	30
経営の安定性	事業者の現在における経営状態	30	150
	事業の継続性	30	
	職員の人材確保のための方策	30	
	職員に対する研修及び人材育成に対する考え方	30	
	本市又は他市町での保育所等の実績	30	
給食の提供	給食の提供について	50	50
施設	施設・保育室について	30	30

合計	550
----	-----

②立地についての加点項目

項目	配点
1 (3) に記載の加点される整備地域内の整備であること	+ 50

(2) 選考方法について

小規模保育事業実施候補者については、上記の基準に基づき、選考委員の採点審査により選定します。審査において①審査項目における基準点（合計点の6割以上）を満たす評価を受けた事業者の中で、①の得点数に②立地についての加点項目を加算した総得点により順位を決定するとともに、1位の事業者を事業実施候補者として選定し、①の基準点を満たす評価を受けた2位以下の事業者を次点者として取り扱います。

なお、①に②を加算した総得点が同点になった場合は、選定委員で協議を行い、順位を決定するものとします。また、①の基準点を満たす事業者が出なかった場合は、本募集において事業実施候補者の選定を行いません。

(3) 審査結果等について

審査結果等については事業者に対して通知するとともに、本市ホームページにて公表します。お問い合わせには応じられません。

審査結果通知により事業実施候補者として決定された場合であっても、その後以下に該当する場合には決定を取り消すことがあります。

- ①要項、添付資料及び条例等の関係規定に基づいた整備を行えなかった場合
- ②当初計画の概略配置図・平面図や資金計画、提案内容に大きな変更があった場合
- ③施設管理者（園長。予定者も含む。）を変更した場合
- ④施設整備や職員確保の進捗状況により、令和8年4月1日までの開園及び入所児童の受け入れに支障をきたす恐れがある場合

（例）整備事業者が令和7年12月中旬までに決定していない場合

（例）保育士等の人員の確保が見込まれない場合

小規模保育事業実施候補者として決定された者が令和7年度中に辞退等した場合、次点者を繰り上げて事業者決定することがあります。また、応募のない場合及び公募箇所数を満たす事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがあります。

9 補助制度等について

(1) 公定価格・給付費

公定価格については、別紙2を参照してください。

実際に本市から支給される給付費の金額は、公定価格から利用者負担額を差し引いた金額になります（利用者負担額は、利用者の市民税課税額等に応じて本市が決定し、当該負担額を事業者が利用者から徴収します）。

なお、給付費を受けるためには、基準条例のほか、確認制度に係る「日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年日進市条例第17号）」の要件を満たし、給付対象事業所であることの「確認」を受ける必要があります。

(2) 補助金

小規模保育事業所の開所に必要な経費については、予算の範囲内において、補助金を交付します。

なお、開所に必要な経費は補助基準内において実績の4分の1は事業者の自己負担となります。また、補助対象以外の経費や、補助対象項目のうち補助基準額以上のものについても、自己負担となります。

※補助事業への着手は補助金の交付決定後となります。ご注意ください。

補助対象項目及び補助基準額、補助率

項目	内容	補助基準額・補助率
改修費	保育室等を設置するための改修費等。（改修に関連し保育に必要な備品等（1件3万円（税込）以上のものに限る）の購入費を含む。）	補助基準額×補助率3／4 上限500万円

※当補助金以外に、国や県から施設の整備・運営に関し補助等を受けている場合、当補助金の対象外となる場合があります。

※事業を休止又は廃止する場合には、認可要綱に定める手続きに従ってください。また、短期間で廃止する場合は、補助金の返還が必要となる場合があります。

10 その他

(1) 本募集要項の記載の内容については、国及び日進市の制度改正に伴い変更する場合があります。

- (2) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、日進市と協議し定めることとします。
- (3) 小規模保育事業の開始後も、日進市が運営・保育内容・会計処理等について指導をした場合には、その指導に従っていただきます。
- (4) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。

問合せ先

日進市健康こども部保育課

〒470-0192

住 所 日進市蟹甲町池下268番地

電 話 0561-73-1095

FAX 0561-72-4603

e-mail hoiku@city.nisshin.lg.jp